

事務連絡
令和4年11月9日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

入院時における付添いの受入れ等にかかる留意事項について

保険医療機関における看護については、「看護は、当該保険医療機関の看護要員のみによって行われるものであり、当該保険医療機関において患者の負担による付添看護が行われてはならない。ただし、患者の病状により、又は治療に対する理解が困難な小児患者又は知的障害を有する患者等の場合は、医師の許可を得て家族等患者の負担によらない者が付き添うことは差し支えない。なお、患者の負担によらない家族等による付添いであっても、それらが当該保険医療機関の看護要員による看護を代替し、又は当該保険医療機関の看護要員の看護力を補充するようなことがあってはならない。」（「基本診療料等の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和4年3月4日付け保医発 0304 第2号厚生労働省保険局医療課長通知））とされているところです。

上記の取扱い及び留意点について、今般、下記のとおりまとめましたので、貴管下保険医療機関に対して周知を図られますよう協力方お願いいたします。

記

1. 特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて、別添のとおり、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて」（令和4年11月9日付け厚生労

働省医政局地域医療計画課、新型コロナウイルス感染症対策推進本部、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課連名事務連絡)が発出されたところであり、各医療機関においては、当該事務連絡を確認の上、適切に対応されたい。

2. 医師の許可を得て家族等患者の負担によらない者が付き添う場合の対応について

厚生労働省が実施した「入院患者の家族等による付添いに関する実態調査」について、結果をとりまとめたところであるが、これによると、医師の許可を得て入院患者に付き添う家族等から事前説明の充実を求める回答があった。

各医療機関においては、医師の許可を得て家族等患者の負担によらない者による付添いを認める際には、当該医師などから家族等に対し、付き添う事由や範囲について十分説明を行った上で、医療機関内の設備等の付添いに当たって必要な情報について、丁寧な説明を行っていただくよう留意されたい。

(参考資料)

- ・ 入院患者の家族等による付添いに関する実態調査について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28544.html